

それから、資料にあるようにこの在介支援センターの機能を相当強化していくなら、専門的な人員の確保はどうするのか。多分今後検討していくことかと思うが、その人員確保や専門家の配置が少しでも提示できないか。

それから、地域で独自の地域密着型サービスが市町村の権限でできるということで、報酬設定についても保険者である市町村の裁量が拡大しているが、それと同時に保険料の設定はどのようにしていくのか。現行は、全国共通の報酬だが、新たにさまざまな市町村が創意工夫を凝らして独自のサービスを設けるということは、地方分権という観点からとても重要なことだと思う。一方で保険料はどのように設定されるのかが疑問として出てくるのでお考えがあるようだったらお答えいただければと思う。

(喜多委員)

今回の資料でほぼ今までの論点が整理をされていると思う。しかし、議論が整理をされていない部分があるような気がする。我々の議論を整理した結果だとの説明だが、こんな議論を我々はやってきたのかなという思いがしている。本部会は毎回いろいろ思ったことをその場で言っていて、それが論点になるのだったら一体いつまでに整理ができるのか疑問だ。このような議論をいつまで続けるのかこの際はっきりしていただきたい。

介護の問題については何回も申し上げているように、制度設立当初に当時の厚生省が提出した資料では、10年経てば給付費は2.5倍になると言っている。国費は2.5倍出せるのか。以前から、市町村はそんな負担にはとても耐えられないとはっきり申し上げている。何回もこの場で私は申し上げているが、明快な答えが返ってきていない。したがって、国がまずどうするのかをはっきりしてほしいし、その後に市町村も腹をくくってどうするか考えなければいけない。

何をするにしてもお金がかかる。田近委員が、限られた時間の中で改正するためにはもっと急がなければいけないのでないのではないか、とおっしゃったが私も同感。どこかで線引きをして、そして入る方、出ていく方、いろいろ調和をとって、国民にとって一番いい方法は何かという議論をしないと、このまま部会を続けても収まらない。国は考えをまとめていただきたい。

財政制度等審議会の建議についてだが、今日の新聞に介護保険の自己負担3割と載っている。しかし3割の自己負担にしても個人的に申し上げて制度は持続できないと思う。介護が必要にならないように健康づくりをすることが介護予防ではないかと申し上げてきたが、そのような努力をしている人は3割も出して制度を使おうとするだろうか。

厚生労働省としては財務省に毎年の予算を要求してその範囲で施策を行う、こんなことで制度が維持できるはずはない。

(漆原委員)

予防給付について、わかりづらいところがあるので質問したい。予防給付が、現行の制度の内容を新たな介護予防給付へと再編していく、要支援・要介護度1の中から特に介護予防給付が必要な群として抜き出し、この介護予防給付を別途提供して新しいメニューとして加えるという考え方なのか。確認したい。

従来のサービスに加えて、必要な人に予防給付として介護予防プログラムを実施すると

いうことであれば、明確な目標設定、効果の適切なフォローアップや個別的な対応等、内容は非常に科学的で理論的なので大歓迎したい、本当にそれを別途のプランとして提供するという考え方。そして従来の介護保険のケアマネジメントと、介護予防のマネジメントの整合性はどうするのか。

介護報酬については、例えば包括的な報酬とするなら、この介護予防プログラムの3か月間の他のサービスとの兼ね合いがどうも整理できない。もう少し明らかにしていただいた上で我々も考えたい。

(中田委員)

新たな介護予防給付が従来の介護サービスと併用できるのかどうかということが大きな問題ではないかと思う。介護予防給付は従来のサービスに変わるものであり、従来のサービスが受けられなくなるのではないか、もしそうであれば大きな問題をはらんでいるのではないか。

介護保険の本旨は自立支援と、家族の介護負担の軽減ではないかと思う。現状のいわゆる要支援や要介護度1の方の在宅サービス利用者にとって、どのような評価をするのかというところが大きな問題ではないか。先ほど上田委員が、介護予防のあるべき姿について、単に「介護保険の対象になることを防ぐ」ことだけではなく、コミュニティの中で活発な社会生活が送れ、生活が活発であることが介護予防にとって重要だとおっしゃったが、現在のデイサービス、ホームヘルプサービスはまさにこのような評価をされても私はいいのではないかと思っている。例えば私どものデイサービスは、データ的には先般申し上げたように要介護度の維持が圧倒的に多い状況だ。このことも評価した上で、もし新たな介護予防給付サービスを行うのであれば、介護予防に効果的なプログラムをサービス内容として加えていただきたいと思う。

(山崎総務課長)

財政制度等審議会についてだが、これは財務省の審議会であり我々も内容については本日新聞等から入手している段階だ。したがって、次回はその資料を私どもでわかる範囲内で紹介させていただきたいと思うが、財制審の報告書は全体的には、国の財政をどう考えるかということが書かれており、もちろん介護もテーマになっているが、社会保障以外も含めた財政面からの一つの提言だと考えている。介護保険については当部会において御意見をいただきながら見直しを考えていくことになる。

今日の資料についてだが、一方では確かに急げという御指摘があり、もう一方ではイメージがどうもつかめないのでもう少し追加で資料を出してくれという御意見もある、そういった中で若干悩みながらも私どもなりに示したものだ。

ただ、これは前回も申し上げたが、次回以降報告書を取りまとめる方向に進んでいただくことでお願いを申し上げており、当然次回追加的な資料を出すが、更に次回は意見を集約する方向でご議論をお願いしたいと思っている。

(京極委員)

ここで議論するのは給付と負担の在り方ということなので、田近委員の言うとおりやは

り財政問題は避けて通れない。介護保険が発足してはっきりしてきたことは、必要とは必ずしも言えないような介護予防が増えたということと、在宅サービスは利用者が、施設サービスは給付費が非常に増えたということ。これを適正化する際に、市町村や県の行政努力だけではなく、法律的に介護保険法に緩いところがあったのではないかという観点から、きちんと改めないといけない。今まで大型でお金のかかる施設をどんどんつくっていたので、もう少し小規模多機能型等で柔軟に整備してはどうか。それから、施設で軽くなつた分は施設のプランチ等に移していくなどしてはどうか。システムは新しい21世紀型の介護保険だが、サービス給付は20世紀型のものを組み合わせて制度設計したので、そこは変える必要があるのではないか。

それから、負担については現状で市町村長の方の御意見もあったし、まだ予算を増やすという段階ではないと思っている。しかし、例えば1号被保険者と2号被保険者の組合せをどうするかとか、もう少し実際に財政が厳しい市町村の方に傾斜するような配分をするとか、そういう努力はこの際やっていかないと禍根を残すと思う。

(潮谷委員)

先ほどは知事会の方の御意見ということで申し上げたが、給付と負担の在り方を考えたときに、被保険者の範囲をどのようにするかということは非常に大事ではなポイントではないかと思う。

例えば、若年層を被保険者に含めることになると、保険料を負担することとなる若年層は、保険給付を受ける可能性が極めて低い今まで保険料を負担することに納得するのかという問題がでてくる。応分の負担、世代間扶養といったことを含めて被保険者の範囲を考えていかないといけないのではないか。

それから受給者の範囲についてだが、これから地域社会は高齢者であることが特別でない時代を迎えようとしている。年齢、性差、障害のあるなしに関わらず全ての人が暮らしたいと思う地域、場所で快適に、かつ安全に社会との関わりを持ちながら自立していくということ、暮らすことができる社会を目指していくことは非常に大事だと思う。こういったことを考えると、今後の介護保険制度が担うべき受給者の範囲は、障害者、高齢者を問わずに、介護が必要な状態になった時には当然の権利として、自らの選択によってサービスを利用できるというユニバーサルデザイン型の仕組みが私は必要ではないかと思っています。

その一方で障害者施策の分野で考えると、利用者による選択が可能なほどサービス基盤が整備されているとは言えない。また、精神障害の分野は支援費制度にも移行していない。障害者施策領域のサービス基盤の整備を厚労省は考えていかないといけないのではないか。

更に、障害者は日常生活の訓練のほかに社会適用訓練、職業的訓練を必要とする場合もあるし、障害者と高齢者では自立した生活を支えるために必要なサービスメニューに違いもある。介護保険に移行させる障害者保健福祉サービスの範囲を、きちんと検討する必要があるのではないか。

それから、障害者のケアマネジメントをどのように位置付けていくのか、障害者の要介護認定をどのようにしていくのか。あるいは、障害者の方が1割の利用者負担ができるのか。検討課題がたくさんある。

財源問題を理由にせっかちに結論を出していくのではなく、介護社会化するという意気込みの中で成立させた介護保険が、今後どのような方向性でもって持続していけるのかという観点から考えていかなければならぬと思う。

それから、ケアマネジャーの一本化も今後考えていく必要があるのではないかと思う。今、既に熊本県ではケアマネジャーの方々に3障害についてもケアマネジメントができるようにしており、ケアマネジャーの方々に対して障害者施策についての研修もやっている。

地域の独自性については、市町村では既にいろいろな工夫がなされてきているので、これを介護保険制度と連動させて考えていくより、地域福祉の観点を含めて地域の中でどのように生きていくのか、支え合っていくのかということを考えていくことが非常に大事ではないかと思う。

(秦委員)

潮谷委員の発言にあったように、21世紀のこれから社会を考えた時に、障害者の問題も含めて取り組むことは非常に大事だと思う。前回の議論ではややしり切れトンボになってしまっていた。

介護保険の被保険者の一人として言うと財源論には余り踏み込みたい。そんなことは事務局で考えてほしい。十分なサービスを受けられるように考えてほしいし、こちらも提起していこうと思うが、財源論でパンクしそうだという話だけではなくて、もう少し皆でこれから介護保険を考えていきたいと思っている。

(小川委員)

財源論には踏み込まないといけないと思っている。縦割りの福祉行政の財源配分の在り方は見直すべき。介護保険も含めて財源をどうしようかとなると、各部会の在り方との連携の必要も出てくる。次回、その辺の数字が見えるようにしていただければと思う。

(中村老健局長)

部会の進め方については、先ほど山崎総務課長からご説明したとおりで、次回から取りまとめの議論に進ませていただきたいと思っている。

矢野委員、潮谷委員、喜多委員、山本委員、田近委員の方から、一言で言えば制度の持続可能性が重要ではないかという御意見が出されたと思う。常に喜多委員から国は負担の増加に耐えられるのかというご意見がある。申し上げているとおり、4分の1の国庫負担は法律で国会で決められている。あえてそういうお話があるのでつづり言わせていただくと、資料にあるように介護保険の給付費は年10%以上増えているということだ。

今年度の介護保険の給付費として国の予算で推計しているのは6兆1,000億円であり、4分の1は国が出している。そのほか、2号保険料の中にも国庫負担があるので国庫負担は1兆7,000億円になっている。去年に比べておよそ10%増えており、介護保険の国庫負担は15年度でもおよそ1,700億円増えていることになる。国の予算はどうかと言うと、霞ヶ関全体を見ても0.1%しか増えていないわけだ。

ということは、厚生労働省も含めて15年度で増えた予算は400億円。介護保険だけでおよそ1,700億円くらい増えているわけなので、介護保険だけで全省庁が増えている金額以

上に増えているわけだ。

その増えた金額を、国は出している。医療保険と年金を加えれば、8,000 億円くらい厚生労働省の社会保障予算は増えている。400 億円しか全省庁で増えていないので、単純計算すると 7,600 億円はほかの予算を削って社会保障に回しているという状況だ。

しかし、先ほど御意見が出たように、介護なり医療なり、お金のことを考えないでもっとあるべき姿を考えろという声もあるわけだ。だから、0.1%しか国の予算が増えないから介護保険も 0.1%の伸びで収めるという立場に立つか。どれだけ伸ばすのが適正かというのは常に一人ひとりに突き付けられている問題だと思っている。

しかし、基本的には経済の伸びよりも介護保険の伸びが上回っていることは確かなので、そこは高齢化の伸び、更にいろいろな要素の伸びを考えてどのくらいまで許容できるかという答えを出さなければならない。それはこの審議会の場でやることではないかと思うし、方向性としては、10%近い伸び、10%を超える伸びというのはやや伸び過ぎではないかというふうに考えるならば、優先順位を付けてどこを守っていくのか、どの部分は少し優先度を落として介護保険の中では抱えきれないということになるのかという議論になるんだと思う。

財政制度等審議会の建議については、私どもはよくは承知していない。次回資料としてお出しするが、昨年に引き続き、2割負担、3割負担ということを言っておられるわけだが、そのようなアプローチで給付の重点化を図ることが適切なのか、もう少し別な考え方があるのか、あるいは給付の重点化は図らなくてよいという立場に立つのか、そこは議論のあるところだと思う。

法律で決められているので、現行の制度である限り、どんなことがあっても国は4分の1と2号被保険者の保険料の国庫負担分は用意しなければならない。制度見直しにあたってはそこをどうするかと言うことも見直しの範囲に含まれている。本部会はこのような立場にあるということを御理解いただきて、次の部会の議論もお願いしたい。

(貝塚部会長)

次回の部会からは取りまとめの御議論に入りたいと思うので、議論を円滑に進めるために事務局に案を用意させて、これをベースに議論することにいたしたいと思うが、よろしいか。ご意見ありませんのでそのようにさせていただく。

(山崎総務課長)

次回は、基本的な考え方を中心に骨子案のようなものを出させていただきたい。今日の追加資料も合わせて提出させていただきたい。